

# 有機の里特区

都道府県名：

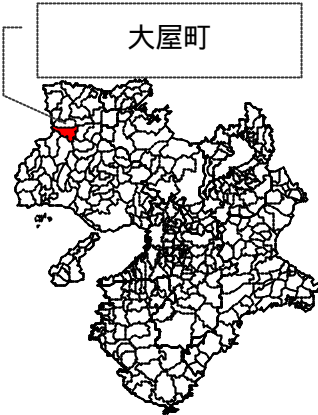
兵庫県

申請主体名：

大屋町

区域の範囲：

兵庫県養父郡大屋町の全域



特区の概要：

自然環境の保全、遊休農地、耕作放棄地の拡大を防ぐため、大屋町では有機の里構想を樹立し、住民すべてが農家であり消費者であるという考えのもと、有機農業の実践、地産地消のための体制づくりを進めている。有機農業の実践については、堆肥センターを核とした体制の確立、地産地消については、直売活動及び学校給食等への食材提供等体制を整えつつある。このため、農地取得後の農地の下限面積を特区制度により緩和することにより、小規模農家の規模拡大と非農家の農業参加を可能にする。

適用される規制  
の特例措置：

・農地取得後の農地の下限面積要件緩和

